

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

都市整備部 営繕建築課、都市整備部 下水道課

2 対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和3年12月31日）

3 監査の実施期間

令和3年12月1日(水)～令和4年3月25日(金) ※2月10日(木)ヒアリングを実施

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

(職員数は令和3年12月末現在)

1 営繕建築課

【全体 職員10名(うち管理職3名)、会計年度任用職員1名】

建築指導係

【職員4名、会計年度任用職員1名】

建築基準法等に関する行政事務、社会資本整備総合交付金事務、市有建築物の新築・改築及び修繕に関する設計・工事監理業務、住宅関連補助事業に関すること

公営住宅係

【職員3名】

公営住宅の管理運営及び使用料に関すること

2 下水道課

【全体 職員15名(うち管理職3名)、会計年度任用職員1名】

業務係

【職員3名、会計年度任用職員1名】

公営企業会計、下水道使用料、受益者負担金及び分担金、西川流域下水道、排水設備資金の預託に関すること

計画管理係

【職員4名】

広域化・共同化計画、下水道事業計画、下水道施設の運転・維持管理、下水道台帳の整備保管、排水設備の普及促進、下水道事業の供用開始、普及率に関すること

工務係

【職員5名】

下水道整備計画、交付金の要望・申請、整備工事の設計・施工・監督、下

水道管渠及び施設の改築更新に関すること

第3 監査の結果

1 営繕建築課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 平成22年度から実施している住宅リフォーム助成事業は、市内建築関連業者に発注したリフォーム工事費の10%、上限10万円を助成する内容となっている。令和3年度は、4月1日から申込受付を開始し、5月10日までで予算額(2千万円)に達したため、現在申込受付は終了している。申請状況は令和4年1月末時点で286件、18,314千円の助成を行っていて、今後も事業を継続していくとしている。

イ 建築指導係の時間外勤務増加の要因は、例年に比べ営繕事業件数が多くなったことを上げている。しかしながら、中身についてその殆どが、他課の事業や施設であるため、調整が難しいとしている。一方、公営住宅係は、職員の1名減員により、業務が圧迫し、時間外勤務が増加したと見ている。係内で業務進捗状況など情報共有し、時間外勤務削減に努めたいとしている。

ウ 木造住宅耐震化事業について、令和3年度はアクションプログラムの一環として、分水北小学校区の固定資産税納付者全員に事業の周知チラシを配布した。うち1名が耐震診断を実施した。耐震改修は改修費の80%、上限100万円、耐震建替が建替費用の80%、上限60万円を補助する事業で、今後診断実施者は増加すると予想している。

エ 住宅使用料、駐車場使用料及び市有住宅使用料の収入未済については、毎月の文書催告(連帯保証人へ納入奨励依頼、保証債務の履行要請含む)、電話催告、臨戸訪問などにより未済額の圧縮及び滞納者数の減少に努めている。令和3年度は、死亡滞納者の相続人から、部屋の明渡しをしていただき、滞納家賃を分納回収したり、住所不定であった強制退去滞納者の実家に文書催告したところ、本人が来庁され滞納家賃を分納回収したりと一定の成果を上げている。

オ 令和3年9月1日に一般競争入札「吉田文京団地住戸環境改善(第1期)工事(建築)」が不調となり、その関連である電気設備及び機械設備の2工事も開札中止となり、その後随意契約となっている。不調となった理由として、入札参加業者が2社しかいなかったこと、建築工事の入札においては各業者によりかなりの金額のばらつきがある傾向があること、落札となる予定価格と最低制限価格の間の差が予定価格の9%しかないことを上げている。

(2) 意見

平成22年度から実施している「住宅リフォーム助成事業」については、市民の住環境の向上と市内建築関連業者の受注機会の増加に寄与する事業であることから、今後も事業の周知について注力し、更なる制度の活用が図れるよう努められたい。また、「木造住宅耐震化事業」については、住民の生命財産に関係することから、効果的なPR活動を通じ制度の利用拡大に努め

られたい。

建築担当者の時間外勤務については、自課の事業だけでなく他課からの業務依頼により対応していることから、年間の総業務量が多くなり、担当者の長時間労働が恒常化している。その対策として、当初予算作成の段階で他課から依頼される業務量を把握し、それに応じた適切な対策について検討し、時間外勤務時間の削減に努められたい。

2 下水道課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 令和2年度より公営企業会計に移行し、将来の収支見通しを的確に行うことが可能となった。今後は公営企業の基盤強化に不可欠な取組とされる持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく使用料の水準の設定などに計画的に取り組んでいくとしている。

イ 下水道の接続率向上対策として、新規に供用を開始された対象者に対して、10月と12月に接続のお願い文書を発送し、また未接続が多い57の自治会には、回覧板を活用した接続のお願いを3月に予定している。従来行ってきた戸別訪問による接続のお願いについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在は実施を見送っている。

ウ 工事発注については、年間計画である事業予定表を係内で共有し、遅れがある場合は、係でバックアップを行うことで担当者の業務量の調整を行っている。また、近接する工事予定現場を1つの工事として発注することで業務量を減らし、できるだけ早期に発注することで、効率的な発注となるよう努めている。

エ 令和2年度までの下水道使用料の未納件数が、令和3年12月末現在188件となっている。徴収事務を行っている燕・弥彦総合事務組合水道局で、未納者に対し定期的に催告書を発送し、納付を促しているところである。そのうち、分納確約書や口頭約束により分納をしている方が4名おり、未納額の43%程度を占めている。今後も引き続き、徴収者側と情報を共有しながら未納件数を減らすよう努めていくとしている。

(2) 意見

下水道事業の持続的で安定的な事業運営を図るため、令和2年度より公営企業会計に移行し経営の効率化・健全化に努めていることは評価できる。今後も、「燕市汚水処理施設整備構想」に基づく公共下水道の整備を進めると共に、長期的な視点で施設全体の維持管理の最適化を図るための「ストックマネジメント計画」を策定・推進し、将来にわたり持続可能な事業運営となるよう努められたい。また、未接続世帯・事業所への対応については、各世帯により接続できない理由が異なることから、個別の事情に応じたきめ細かな対応により更なる接続率の向上に努められたい。

使用料の回収率向上は、安定した事業経営の一助となるだけでなく、お客さまの公平性及び

公正性の観点からも必要な経営目標の一つである。今後も水道局との情報共有、連携を図り更なる未納金の回収に努められたい。